

新型コロナウイルス感染防止対策に係る市原市市民会館の対応について

(令和3年12月1日版)

令和3年12月1日 改正

【施設利用について】

令和3年12月1日（水）から当面の間、原則として以下のとおりとする。

【利用人数の制限等】

- ① 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とした催しを開催する場合。

定員の100%以内（大声※なし）

- ② 来場者による大声での歓声、声援、唱和等が想定される催しを開催する場合。

定員の50%以内（大声あり）

・ 会議室及び和室 各部屋の定員の50%以内とする。

・ 大ホール及び小ホール 各施設の定員の50%以内とする。

大ホール 762人

小ホール 235人

※「大声」とは「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分施さないイベントが「大声あり」に該当します。

【留意事項】

- 催物開催にあたっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いや手指のアルコール消毒」、催物の開催中や前後における出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。
- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨してください。

- イベントを開催する場合は、千葉県が定める「[感染防止策チェックリスト](#)」をホームページやSNS等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください。また、感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、直ちに千葉県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

詳細は千葉県ホームページでご確認ください。(イベントの開催制限等について)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

※上記の条件のほかは、令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」のとおりとします。

【当館の施設管理及び取組みについて】

- ① 職員は、マスクを着用し、手洗いや手指の消毒を徹底します。
- ② 施設の入口及び施設内に手指の消毒液を設置します。
- ③ 利用時に触れる可能性の高い設備等（ドアノブ・手すり・エレベーターのボタン・長机・椅子等）を定期的に消毒し、施設使用後も消毒します。
- ④ 会議室に換気用の扇風機を用意します。
- ⑤ エレベーターの一度の利用人数を4人に制限します。
- ⑥ ロビーのイスを削減し、間隔を広げて配置します。
- ⑦ 受付窓口に飛沫感染を防ぐアクリル板を設置します。
- ⑧ 料金、釣り銭はトレーにて受け渡しするようにします。
- ⑨ 備品等の定期的な消毒を行います。
- ⑩ ロビーの適切な換気を行います。

【その他】

上記は今後の感染状況等を踏まえ、見直す場合があります。